

奈良県告示第四百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十年六月奈良県告示第百三十一号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

令和二年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 観 场 所
奈良市須山町（○○一）急傾斜地崩 壊警戒区域	奈良市須山町（○○一）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり
奈良市日笠町（○○一）急傾斜地崩 壊警戒区域	奈良市日笠町（○○一）急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり
奈良市北椿尾町（○○一）急傾斜地 崩壊警戒区域	奈良市北椿尾町（○○一）急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり

		奈良市興隆寺町（○○三）急傾斜地		奈良市興隆寺町（○○四）急傾斜地		崩壊警戒区域		奈良市興隆寺町（○○三）急傾斜地		次の平面図のと 及び奈良市役所危機管	
奈良市高樋町（○○一）急傾斜地崩 壊警戒区域		奈良市高樋町（○○二）急傾斜地崩 壊警戒区域		奈良市高樋町（○○一）急傾斜地崩 壊警戒区域		奈良市南椿尾町（○○一）急傾斜地 崩壊警戒区域		奈良市南椿尾町（○○一）急傾斜地 崩壊警戒区域		奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管	
おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	次の平面図のと	おり	理課	理課	理課
理課	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管	理課	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管	理課	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管	理課	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管	理課	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管	理課

警戒区域	奈良市中町（○○一）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○三）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○四）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○五）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○六）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○七）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○八）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○一）急傾斜地崩壊
警戒区域	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと
警戒区域	おり	おり	おり	おり	おり	おり	おり	おり
警戒区域	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと	次の平面図のと
警戒区域	おり	おり	おり	おり	おり	おり	おり	おり
警戒区域	奈良市中山町（○○一）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○三）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○四）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○五）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○六）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○七）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○八）急傾斜地崩壊	奈良市中山町（○○一）急傾斜地崩壊
警戒区域	奈良市中山町（○○一）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○三）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○四）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○五）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○六）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○七）急傾斜地崩壊	奈良市中町（○○八）急傾斜地崩壊	奈良市中山町（○○一）急傾斜地崩壊

奈良市中山町西 (○○一) 急傾斜地 崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課	理課
奈良市菅原町 (○○一) 急傾斜地崩 壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課	理課
奈良市月ヶ瀬長引 (○○四) 急傾斜 地崩壊警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管 理課	理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。